

平成19年12月26日

全国重症心身障害児（者）を守る会
各支部長 様
各運動推進委員・顧問 様
法人各常任理事会委員 様
各ブロック長 様

全国重症心身障害児（者）を守る会
会長 北浦 雅子

障害者自立支援法の抜本的な見直し
に向けた緊急措置について

12月13日付け情報提供19にて『障害者自立支援法の抜本的見直し（報告書）』について情報提供したところですが、利用者負担の見直しや事業者の経営基盤の強化等の具体的な緊急措置が示されましたので、情報提供いたします。

会員の皆様にも周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、この情報は当会のホームページにも掲載しておりますことを申し添えます。

以上

障害者自立支援法の抜本的な見直し
に向けた緊急措置

2007年12月

障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置

- 障害者自立支援法は、施行後1年半が経過。昨年12月、改革に伴う軌み丁寧に対応するため、国費1,200億円の「特別対策」(平成20年度まで)を決定し、利用者負担の更なる軽減や事業者に対する激変緩和措置などを実施。
- 今回、「障害者自立支援法の抜本的な見直し」に向けて、当事者や事業者の置かれている状況を踏まえ、特に必要な事項について緊急措置を講ずる。

【緊急措置】

「特別対策」で造成した基金の活用を含め満年度ベースで総額310億円 *

〔20年度予算案〕 130億円

- ① 利用者負担の見直し(20年7月実施)……………70億円
 - ・ 低所得世帯を中心とした利用者負担の軽減【障害者・障害児】 (満年度ベースで100億円) *
 - ・ 軽減対象となる課税世帯の範囲の拡大【障害児】
 - ・ 個人単位を基本とした所得段階区分への見直し【障害者】
- ② 事業者の経営基盤の強化(20年4月実施)……………30億円
(「特別対策」の基金の活用を含め180億円) *
- ③ グループホーム等の整備促進(20年度実施)……………30億円
 - ・ グループホーム等の施設整備に対する助成

利用者負担の見直し①〔障害者〕

低所得者の負担軽減(20年7月実施)

- 低所得1及び2(非課税世帯)の障害者の居宅・通所サービスに係る負担上限月額を更に軽減。

【1月当たりの負担上限額】

- ・ 低所得1 3,750円 → 1,500円
- ・ 低所得2 6,150円 → 3,000円
(通所サービスは 3,750円 → 1,500円)

世帯の範囲の見直し(20年7月実施)

- 成人の障害者について、障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分を、「個人単位」を基本として見直し、本人と配偶者のみを勘案することとする。

利用者負担の見直し②〔障害児〕

障害児を抱える世帯の負担軽減(20年7月実施)

① 「特別対策」による負担軽減措置の対象となる課税世帯の範囲拡大

(現 行): 年収600万円程度まで※(市町村民税所得割額16万円未満)



(見直し後): 年収890万円程度まで※(市町村民税所得割額28万円未満)
→ 障害児を抱える世帯の8割以上が軽減措置の対象に。

② 1月当たりの負担上限額を次のように軽減

- ・ 年収890万円程度まで※(市町村民税所得割28万円未満)の世帯が対象
- ・ 居宅・通所・入所サービス共通

【1月当たりの負担上限額(居宅・通所サービスの場合)】

- ・ 低所得1 3,750円 → 1,500円
- ・ 低所得2 6,150円 → 3,000円
- ・ (通所サービスは 3,750円 → 1,500円)
- ・ 課税世帯(年収600万円程度まで※) 9,300円 → 4,600円
- ・ 課税世帯(年収600~890万円程度まで※) 37,200円 → 4,600円

※ 3人世帯(主たる生計維持者+被扶養配偶者+障害児)の場合

* 「特別対策」による利用者負担対策は、平成21年度以降も実質的に継続。

障害福祉サービスに係る利用者負担の比較 (障害者(大人)の場合)

所得階層	通所サービス 【知的障害者通所授産施設】 (事業費約14.9万円)		ホームヘルプサービス 【月150時間(日常生活支援)】 (事業費約24万円)		入所サービス 【知的障害者更生入所施設】 (事業費約19.2万円)	
	支援費制度	障害者自立支援法 (特別対策後)	支援費制度	障害者自立支援法 (特別対策後)	支援費制度	障害者自立支援法
課税世帯	一般 (年収約800万)	26,500円 ↑ 29,200円 (14,900円+14,300円)	10,300円 ↑ 24,000円		53,000円 ↑ 77,200円 (19,200円+58,000円)	
	一般 (年収約600万)	26,500円 ↑ 14,360円 (9,300円+5,060円)	7,200円 ↑ 9,300円			
非課税世帯	低所得2 障害基礎年金1級 (年額約99万円、月額 8.3万円)	0円 ↑ 8,810円 → 6,560円 (3,750円+5,060円) ↓ (1,500円) + 5,060円	0円 ↑ 6,150円 ↓ 3,000円		49,800円 ↑ 55,000円 (8,500円+46,500円)	
	低所得1 障害基礎年金2級 (年額約79万円、月額 6.6万円)	0円 ↑ 8,810円 → 6,560円 (3,750円+5,060円) ↓ (1,500円) + 5,060円	0円 ↑ 3,750円 ↓ 1,500円		39,800円 ↑ 41,000円 (0円+41,000円)	

※ 括弧内は、定率負担+食費等実費負担

障害福祉サービスに係る利用者負担の比較 (障害児の場合)

所得階層	通所サービス (事業費約14.4万円)		ホームヘルプサービス 【月10時間(身体介護) (事業費約4万円)		入所サービス (事業費約18.6万円)	
	措置費制度	障害者自立支援法 (特別対策後)	支援費制度	障害者自立支援法 (特別対策後)	措置費制度	障害者自立支援法 (特別対策後)
課税世帯	一般 (年収約1,000万)	27,100円 ↑ (14,400円 + 14,300円)	10,000円 ↑ 4,000円	4,000円 ↑ (特別対策後)	54,200円 ↑ 45,000円 (18,600円 + 26,400円)	
	一般 (年収約600万)	14,500円 ↑ 14,360円 → 9,660円 (9,300円 + 5,060円) (4,600円 + 5,060円)	6,000円 ↑ 4,000円 (上限額は9,300円 → 4,600円)		29,000円 ↑ 19,600円 → 10,300円 (18,600円 + 1,000円) (9,300円 + 1,000円)	
非課税世帯	低所得2 (年収約99万円:障害基礎年金1級相当)	1,100円 ↑ 5,290円 → 3,040円 (3,750円 + 1,540円) (1,500円 + 1,540円)	0円 ↑ 4,000円 (上限額は6,150円 → 3,000円) → 3,000円		2,200円 ↑ 13,300円 → 7,000円 (12,300円 + 1,000円) (6,000円 + 1,000円)	
	低所得1 (年収約79.2万円:障害基礎年金2級相当)	1,100円 ↑ 5,290円 → 3,040円 (3,750円 + 1,540円) (1,500円 + 1,540円)	0円 ↑ 3,750円 ↓ 1,500円		2,200円 ↑ 8,500円 → 4,500円 (7,500円 + 1,000円) (3,500円 + 1,000円)	

※ 括弧内は、定率負担+食費等実費負担

事業者の経営基盤の強化①

緊急的な改善措置(20年4月実施)

○「特別対策」による従前収入の9割保障に加えて、以下の緊急措置を実施。

- ① 通所サービスに係る単価の引上げ
通所サービスの「利用率」を見直すことにより、単価を約4%引上げ。
- ② 定員を超えた受入れの更なる弾力化
通所サービスの受入れ可能人数について、
 - ・ 1日当たりで定員の120%まで → 150%まで
 - ・ 過去3か月平均で定員の110%まで → 125%まで
- ③ 入所サービスにおける入院・外泊時支援の拡充
入所サービスの利用者が入院・外泊した際、一定の支援を実施した場合に障害福祉サービス費用を支払う措置について、更に拡充。

* 障害福祉サービス費用の額(報酬)については、サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定のため、21年4月に改定を実施。

事業者の経営基盤の強化②

基金の用途や事業の実施基準の見直し

○「特別対策」により各都道府県に造成された基金の用途や事業の実施基準を見直すことにより、以下の支援を実施。

(1) 就労支援を行う事業者への支援

一般就労への移行等を促進するため、就労継続支援事業者等が、企業等での作業を通じた支援を行った場合などに助成。

(2) 重度障害者への対応

① ケアホームにおける対応

ケアホームに重度障害者を受け入れた場合に助成。併せて、ケアホームにおいて特例的にホームヘルプを利用できる者の範囲を拡大。

② 重度訪問介護における対応

現行の基金事業(在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業)において、ホームヘルパーの資質の向上や求人広告に要する費用等も助成対象となることを明確化。

(3) 児童デイサービス事業への支援

就学前児童の受入れが少ない児童デイサービス事業所が、職員を加配した上で個別支援に取り組む場合に助成。

(4) 相談支援事業の拡充

社会福祉法人等が、障害者等に対する障害福祉サービスについての説明会・相談会や障害福祉サービスを利用していない障害者等の自宅訪問などの事業を行った場合に助成。

(5) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者への支援

障害者に対する地域の住民の理解や支援力を高めるなど、施設の拠点機能を高めるための活動に助成。

(6) 諸物価の高騰等への対応

諸物価高騰によるコストの増加分や事務処理コストの増加分について、事業者に対し助成。

(7) 小規模作業所の移行促進

新体系への移行を促進するなど、小規模作業所への支援。(法定事業に移行する際の基準の見直しを含む。)

(8) 視覚障害者移動支援従事者の資質の向上

視覚障害者移動支援従事者の資質の確保のため実施する研修等に助成。

(9) その他

障害者の「働く場」に対する発注促進税制の創設

【概要】

○ 障害者の「働く場」に対する発注を前年度より増加させた企業について、企業が有する固定資産の割増償却を認める。

- ・ 青色申告者である全ての法人又は個人事業主が対象。
- ・ 固定資産は、事業の用に供されているものうち、事業年度及び事業年度開始の日2年以内に取得又は製作したもの。

○ 割増して償却される限度額は前年度からの発注増加額 (※)

(※) 固定資産の特別償却限度額（企業の普通償却限度額の30%）の合計額を限度。

○ 5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日）の時限措置

（対象となる発注先）

※税制優遇の対象となる障害者の「働く場」

- ・ 障害者自立支援法の就労継続支援を行う事業所
- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所

等（予定）